

第 10 回産業分類検討チームにおける御意見とその対処方針

No.	御意見	対処方針（案）
1	<p>● 営業所について</p> <p>JSIC では「管理・補助」の細分類が「主として管理事務を行う本社等」と「その他の管理、補助的経済活動を行う事業所」に分かれており、後者には輸送、清掃等が極めて限定的に記載されている。SNA の「補助的活動」には人事管理、会計等の非常に広範な内容が入っており、その中にプロモーティングセールスも入っている。</p> <p>「ホテルの営業所」は、このセールスをプロモートしている事業所だと思うので、それも考慮すると補助的経済活動にした方が良いのではないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>【参考】第 10 回検討チームで提示した案</p> <p>「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は、他者に対して営業や予約受付を行っていると想定され、「929 他に分類されない事業サービス業」に分類される。</p> </div>	<p>日本標準産業分類における補助的経済活動を行う事業所（以下「補助的事業所」という。）の取扱いに関する経緯は、以下のとおりである。</p> <p>日本標準産業分類では、昭和 24 年の設定当時から補助的事業所（当時は「付随事業所」といった。）の取扱いについて、一般原則に記述している。当初から補助的事業所の概念はあったものの、それを限定的に解して、自家用発電所、自家用倉庫等としてきた。また、第 4 回改定（昭和 32 年）では、付随事業所の範囲が明確でないとして、付随事業の考え方は原則廃止して一般の事業所と同じ扱いとした。その後、第 8 回改定（昭和 51 年）で付随事業の考え方が復活し、自家用補修工事、鉄道業及び自家用倉庫に限り付随事業所とするとされた。</p> <p>現行の日本標準産業分類では、第 12 回改定（平成 19 年）において補助的事業所が細分類として設定され、その内容例示として明示されたもののみを、補助的事業所として取り扱っている。</p> <p>現行日本標準産業分類の補助的経済活動の範囲は、2008SNA や ISIC の補助的経済活動よりも狭く（ISIC 等で補助的経済活動とされているものが、日本標準産業分類では本社等の管理的活動に含まれている）、また、その範囲に限定している理由が明確になっていない。</p> <p>さらに、第 12 回改定において設定された中分類 33 電気業の補助的経済活動の内容例示には、「電気事業会社営業所」及び「サービスセンター」が記載されており、他産業と整合していない状況となっている。</p> <p>そのため、次の点についての検討が必要と考えられる。</p> <p>① ISIC、SNA 等の国際基準との整合も含めた、本社等の管理的活動と補助的経済活動の概念定義の再整理（双方の切り分け及び範囲の検討等）とそれを踏まえた日本標準産業分類への位置付け方</p> <p>② ①を踏まえた、同一企業内の事業所間取引に関する一般原則における記述^(注)</p> <p>これらについては、日本標準産業分類第 15 回改定時の課題として検討することしたい。</p> <p>（注）現行日本標準産業分類では、同一企業内の事業所間取引に関して明確な記述がなされていない。管理、補助的経済活動を行う事業所は、同一企業内の事業所間取引を行う事業所の一部であることから、①及び②については一体的に検討を行う必要がある。</p> <p style="text-align: right;">（事務局）</p>